



2022年6月14日

各 位

株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長兼CEO 石原紀彦
(コード番号：2467 名証ネクスト市場)
問合せ先：取締役CFO 高橋恭一郎
電話番号：03-4500-6500(代表)

第三者割当による新株式、並びに行使価額固定型第11回及び第12回新株予約権の 発行に関するお知らせ

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下、「本株式」といいます。）、行使価額固定型の第11回新株予約権（以下、「本第11回新株予約権」といいます。）及び第12回新株予約権（以下、「本第12回新株予約権」といい、本第11回新株予約権と総称して又は個別に「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本株式、本第11回新株予約権（行使価額固定型）及び本第12回新株予約権（行使価額固定型）の概要

<本株式>

①払込期日	2022年6月30日
②発行新株式数	375,900株
③発行価額	266円
④調達資金の額	99,989,400円
⑤資本組入額	1株につき133円
⑥資本組入額の総額	49,994,700円
⑦募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、エレメンツキャピタルリサーチ合同会社（以下、「ECR社」といいます。）に375,900株を割り当てます。
⑧その他	本株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本第11回新株予約権(行使価額固定型)>

①割当日	2022年6月30日
②発行新株予約権数	10,000個
③発行価額	総額2,700,000円 (本第11回新株予約権1個につき270円)
④当該発行による潜在株式数	1,000,000株(新株予約権1個につき100株)
⑤調達資金の額	282,700,000円 (内訳) 第11回新株予約権発行による調達額：2,700,000円

	第11回新株予約権行使による調達額：280,000,000円
⑥行使価額	行使価額280円
⑦募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ハヤテマネジメント株式会社（以下、「HM社」といいます。）に10,000個を割り当てます。
⑧その他	<p>本第11回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> <p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第11回新株予約権に係る買取契約（以下、「本第11回買取契約」といいます。）を締結する予定です。本第11回買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本第11回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本第11回買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p>

<本第12回新株予約権(行使価額固定型)>

①割当日	2022年6月30日
②発行新株予約権数	4,000個
③発行価額	<p>総額400,000円</p> <p>(本第12回新株予約権1個につき100円)</p>
④当該発行による潜在株式数	400,000株(新株予約権1個につき100株)
⑤調達資金の額	<p>96,160,000円</p> <p>(内訳)</p> <p>第12回新株予約権発行による調達額：400,000円</p> <p>第12回新株予約権行使による調達額：95,760,000円</p>
⑥行使価額	行使価額239.4円
⑦募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ハヤテマネジメント株式会社に4,000個を割り当てます。
⑧その他	<p>本第12回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> <p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第12回新株予約権に係る買取契約（以下、「本第12回買取契約」といいます。）を締結する予定です。本第12回買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本第12回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本第12回買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループは、サイバーセキュリティトレーニング・脆弱性診断・情報セキュリティコンサルティングを中心としてトータルセキュリティソリューションを提供するセキュリティ事業とマーケティングリサーチ・セールスプロモーション・広告代理等のソリューションを提供するマーケティング事業を展開しております。

サイバーセキュリティは、あらゆる組織にとって最重要課題の一つとなりました。コロナ禍や働き方の変化を受けたリモートワークの増加、地政学的リスクの高まりなどもあり、サイバー攻撃は急増し、その被害も日々深刻化しております。また、サイバー空間には国境がないことから、世界レベルでの情報収集と技術対応が重要となります。

マーケティング分野においても、ビッグデータ・人工知能(AI)・IoT等の技術革新が進み、DXによる新たな事業機会が創出され、SDGsの具現化に向けた事業機会なども顕在化しております。

これらの拡大・顕在化する事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、既存事業・ソリューションの強化に加え、資本・業務提携やM&A等を活用した最先端のソリューション、情報、技術力、ノウハウ及び優秀な人材の獲得並びに新規事業開発が不可欠です。

このような認識に基づき、当社グループは、2017年6月に始動した新経営体制のもと、将来の飛躍に向けた先行投資として、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ分野、マーケティングリサーチ分野及びこれらの関連分野における最先端の情報・技術・ノウハウ等を獲得するとともに、最適なソリューション提供に向けた体制構築を目指し、人材の獲得・育成、資本・業務提携及びM&A等の推進・模索並びに市場調査等を積極的に実施してまいりました。

具体的には、付加価値の高いトータルセキュリティソリューションを提供するための体制構築を目指し、イスラエルのサイバーセキュリティ分野におけるリーディングカンパニーであるCyberGym Control Ltd.（所在地：イスラエル ハデラ市、代表者：Ofir Hason、以下、「サイバージム社」といいます。）やAIセキュリティテストソリューション「ImmuniWeb® AI Platform」の開発元であるHigh-Tech Bridge SA（所在地：スイス Geneva、代表者：Ilia Kolochenko、）を中心とする国内外の事業パートナーとの連携を拡充・深化し、両事業においてソリューションの洗練・強化を図るとともに、営業・マーケティング活動、人材の確保・育成などに注力し、事業基盤の構築とブランド浸透戦略を推進いたしました。

その結果、トータルセキュリティソリューションの提供体制の構築とブランドの浸透が進み、また、案件実績も積み重ねたことで、官公庁・大企業から中堅・中心企業に至るまでの網羅的な顧客基盤の拡充を実現いたしました。

また、サイバージム社とのセキュリティ教育・セキュリティ人材育成等の共同事業において、これまでにサイバージム社独自のトレーニング施設（以下、「CYBERGYM アリーナ」といいます。）を米国に1件、東京都内に3件（港区、新宿区、中央区）、大阪市、名古屋、札幌市、福岡市に各1件、国内合計で7件のCYBERGYM アリーナを開設いたしました。ストック型収益の拡充に加え、各CYBERGYM アリーナを運営する事業パートナーとも連携し、日本全国の幅広い顧客向けに当社グループソリューションを提供することが可能となり、今後もCYBERGYM アリーナ網を日本及びその他アジア地域において拡充する方針です。

業績面では、2021年3月期において、これまでの施策が奏功したことによる既存事業及び日本国内のサイバーセキュリティ分野における新規事業の収益拡大と不採算となっていた米国での事業停止により、

収益及び資金繰りが改善いたしました。一方で、コロナ禍の影響等により、先行投資の収益化が当初想定よりも後ずれし、連結業績として3期連続で営業損失と営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、依然として手元資金が十分とは言えない状況となっております。このような状況において、十分な運転資金の確保に加え、事業拡大に向けて、新規取引、大口継続取引及び大型案件受注時における与信力強化の必要性が高まったことやコロナ禍による将来不確実性等に鑑み、手元資金の積み上げによる財政状態の改善が急務となっていたこと、市場競争が激化するなかで中長期的な成長を実現するためには、当社グループの提供するソリューションの競合優位性を維持し、事業基盤をさらに拡大・強化する必要があり、サイバーリーナの増設等も引き続き重要であること、さらに、当社グループの成長を加速するため、東京都内に点在するグループ拠点を集約することにより、スピード感をもったグループ経営と効率化を推進するとともに、事業間の連携やシナジー効果の創出、人材交流の活性化を促進する必要があったことから、2021年6月24日に当社取締役会において第三者割当による新株式及び第7回新株予約権（行使価額固定型）の発行（以下、「前回ファイナンス」といいます。）を決議し、その結果、現在までに（現時点での第7回新株予約権の未行使数量は9,145個（潜在株式914,500株）、155百万円（発行諸費用を除く。）を調達いたしました。当社は、この調達資金について、2021年7月から2022年4月までに当社及び当社子会社における人件費等の運転資金（子会社の運転資金の原資は当社からの貸付金）として94百万円を事業拠点の集約に関わる敷金及び設備資金として61百万円をそれぞれ充当しております。

2022年3月期においては、これまでの先行投資の成果として、サイバーセキュリティ分野での事業基盤構築と収益化がさらに進捗し、ソリューションや営業力の強化を通じて既存の両事業の収益力も向上したことで黒字転換し、連結ベースで売上高1,931百万円（前期比31.5%増）、営業利益70百万円（前期は304百万円の損失）、経常利益50百万円（前期は325百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益38百万円（前期は434百万円の損失）を計上いたしました。

一方で、財務健全性は改善したものの、2022年3月期末の自己資本比率は35.3%（前期は20.0%）、純資産残高は364百万円、2022年4月末の現預金残高は308百万円に留まっており、対外信用力を高め、受注機会が拡大する大型案件や長期案件に対応し、機会ロスを生じさせないためにも、手許流動性を高め、自己資本を積み上げることにより、財務健全性の向上を図ることが、以前にも増して重要となっております。

また、これまでの先行投資により構築した豊富な顧客基盤などの事業基盤を活かし、さらに高い成長を実現するためには、最先端のソリューション、情報、技術力、ノウハウ及び優秀な人材の獲得並びに新規事業開発が不可欠であり、その手段として、資本・業務提携やM&A等の活用も継続して模索しております。

従いまして、これらの資金に充当するため、ECR社を割当予定先とする本株式、並びにHM社を割当予定先とする行使価額固定型の本第11回新株予約権及び本第12回新株予約権を発行することといたしました。

本株式の割当先であるECR社は、代表社員である林田貴士氏（以下、「林田氏」といいます。）の投資銀行業務での知見に加え、資源・エネルギー関連企業や地域金融機関等とのネットワークを活用し、国内外の様々なステージの企業に対して、出資及びアドバイザー業務の提供等を行っております。同社及び林田氏は、顧客や事業パートナーの紹介、情報提供などを通じて、当社の中長期的な成長を支援する意向を示されており、当社もこれに期待しております。また、同社は本株式の取得後6ヶ月間を経過するまでの継

続所有について、当社に対して書面による確約を行う予定です。

本新株予約権の割当先である HM 社はいわゆる機関投資家であるハヤテインベスト株式会社（所在地：東京都中央区、代表者：杉原行洋（以下、「杉原氏」といいます。）、以下、「HI 社」といいます。）を中核とするハヤテグループに属しております。グローバルな投資実績及び国内において多数の企業調査実績を有する同グループには、単なる資金調達に留まらず、M&A や戦略・技術面における助言、事業パートナーや新ソリューションの紹介・提案を期待しており、事業上の様々な連携を模索しております。具体的な取組みとして、フィリピン共和国において、CyberGym ソリューションの提供を予定している Cyber Fortress Inc.（所在地：フィリピン マニラ市、代表者：Czarina Lee Lagman）に対して、2022 年 5 月に当社と同時に出資しており、今後のアジア展開にあたって、適宜協議のうえ必要に応じて、同グループとの連携を図る方針です。

（2）資金調達方法の概要

次の①乃至③による本資金調達は、第三者割当の方法により、本株式及び行使価額が異なる 2 種類の本新株予約権を割り当て、本株式の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

①普通株式 375,900 株

②対象株式数を 1,000,000 株とし、行使期間を 4 年間とする行使価額固定型の本第 11 回新株予約権

③対象株式数を 400,000 株とし、行使期間を 5 年間とする行使価額固定型の本第 12 回新株予約権

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

<本第 11 回新株予約権>

本第 11 回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行決議日（以下、「本発行決議日」といいます。）の前取引日の名古屋証券取引所における普通取引の終値（以下、「名証終値」といいます。）266 円と 105.26%である 280 円とし、行使期間を 4 年間としております。

<本第 12 回新株予約権>

本第 12 回新株予約権の行使価額は、本発行決議日の前取引日の名証終値 266 円の 90%である 239.4 円とし、行使期間を 5 年間としております。

本株式の数（375,900 株）及び本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数（1,400,000 株）を合算した総株式数は 1,775,900 株となり、当社の発行済株式総数 11,881,800 株を分母とする希薄化率は 14.95%（小数第 3 位を四捨五入）となる見込みです。

（3）資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開や外部環境等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。具体的には、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行うとともに、下記「[本資金調達の特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、本株式及び本新株予約権の発行が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択であると判断し、その発行を決議いたしました。

なお、第7回新株予約権の行使率が3.18%（9,445個発行、未行使9,145個）となっております。第7回新株予約権の行使期間開始日である2021年7月13日から2022年4月21日までの当社株式の1日あたり売買高は33,841株であり、第7回新株予約権の発行決議日の前日から起算した当社株式の過去6カ月間における1日あたりの平均売買高63,394株と比較して53.38%に留まったことから、株価が行使価額を上回って推移してはいるものの、株価に与える影響、資金ニーズ及び希薄化の速度などを考慮し、当社から各割当先に対する任意の行使要請も行いませんでした。第7回新株予約権の各割当先は、いずれも引き続き当社経営を支援する意向を示し、経営・事業上の情報交換や連携などを通じて、各割当先との良好な関係が継続しております。従いまして、株価や出来高の状況にもよりますが、当社は第7回新株予約権の今後の行使について、特に問題はないものと判断しており、本資金調達においても、証券の発行時に一定程度の資金を調達しつつ、急激な希薄化を抑制することが可能な新株式と新株予約権の同時発行を選択いたしました。

[本資金調達の特徴]

<メリット>

①当初における一定の資金調達及び急激な希薄化の抑制

本株式及び本新株予約権の発行を組み合わせることで証券の発行時に一定程度の資金を調達しつつ、急激な希薄化を抑制することが可能となっております。

②行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される1,400,000株で固定されており、将来的な株価の変動によって潜在株式数が増加することはありませぬ。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。また、対象株式数の多い本第11回新株予約権の行使価額は本発行決議日の前取引日の名証終値266円と比較して5.26%上方に設定しており、希薄化に配慮した設計となっております。

③取得条項

本第11回新株予約権は、本買取契約締結日から6ヶ月経過後において、当社取締役会の決議に基づき、いつでも、60取引日前までに対象となる本第11回新株予約権者に通知することによって、残存する新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、資本政策の柔軟性を確保でき、また、株価が行使価額を上回っている状況において本取得条項を行使することで間接的に行使促進を図ることも可能となります。

④譲渡制限

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されませぬ。また、本買取契約により、本新株予約権の割当先は、当社の承認がない限り、当社の発行した新株予約権の行使により取得した当社普通株式について、発行済株式総数の3%を超えて一度の市場外取引で売却することはできません。

<デメリット>

①不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達

を募るという点において限界があります。

②権利不行使

本新株予約権については、本第 11 回新株予約権者及び本第 12 回新株予約権者が行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

③エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本買取契約締結日から 6 ヶ月を経過するまでの間、当社は、本第 11 回新株予約権者及び本第 12 回新株予約権者の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、①当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）を除きます。

④買取請求

本買取契約には、1) 割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の 1 ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、2) 名古屋証券取引所における当社普通株式の取引が 5 取引日以上この期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して 15 取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本第 11 回新株予約権 1 個当たり、本第 11 回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭、本第 12 回新株予約権 1 個当たり、本第 12 回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。従いまして、本新株予約権発行後、名古屋証券取引所における当社普通株式の取引が一定期間以上停止した場合、本新株予約権の行使期間満了の 1 ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われなにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

1) 公募増資、株主割当（ライツ・オファリング）

当社が重点分野への先行投資を推進していることで収益が不安定であることや当社普通株式の取引状況において売買出来高の増減が大きく、継続して一定の流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当（ライツ・オファリング）による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、適当でないと判断いたしました。

2) 金融機関からの借入

調達金額全額が負債となるため財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達の方法として適当ではないと判断いたしました。

3) 転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがあります。一方で、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり財務健全性が低下するとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となります。また、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4) 行使価額修正型新株予約権の発行

当社は、過去のファイナンスにおいて、行使価額修正条項付新株予約権を発行しております。行使価額修正条項付新株予約権は相対的に行使が進みやすい傾向にあるものの、行使価額が変動し、調達資金が当初想定を大きく下回る可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
478,849,400	10,000,000	468,849,400

(注) 1. 払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額 (99,989,400 円)、本第 11 回新株予約権及び本第 12 回新株予約権の払込金額 (それぞれ 2,700,000 円、400,000 円) に、本第 11 回新株予約権及び本第 12 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 (それぞれ 280,000,000 円、95,760,000 円) の合計額 (375,760,000 円) を合算した金額であります。

	発行価額の総額 (円)	行使に際して払い込むべき金額の合計額 (円)
本株式	99,989,400	-
本第11回新株予約権	2,700,000	280,000,000
本第12回新株予約権	400,000	95,760,000
合計	103,089,400	375,760,000

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用及び弁護士費用 (6,000 千円)、登録免許税 (1,675 千円)、有価証券届出書作成費用その他 (2,325 千円) です。
- 本第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が

本第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本株式及び本新株予約権発行による上記差引手取概算額 468,849,400 円については、人件費等の運転資金並びに M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

<本株式>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
(i) 人件費等の運転資金	99	2022 年 7 月から 2023 年 4 月

<本新株予約権>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
(ii) M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用	369	2022 年 7 月から 2027 年 12 月

(注) 当社は本株式及び本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

(i) 人件費等の運転資金

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」に記載のとおり、当社グループにおいては、対外信用力を高め、受注機会が拡大する大型案件や長期案件に対応し、機会ロスを生じさせないためにも、手元流動性を高め、自己資本を積み上げることにより、財務健全性の向上を図ることが、以前にも増して重要となっております。

また、これまでの先行投資により構築した豊富な顧客基盤などの事業基盤を活かし、さらに高い成長を実現するためには、最先端のソリューション、情報、技術力、ノウハウ及び優秀な人材の獲得並びに新規事業開発が不可欠であり、その手段として、資本・業務提携や M&A 等の活用も継続して模索しております。

従いまして、純粋持株会社である当社は、手元資金を確保しつつ、人件費、賃借料、監査報酬、株式事務手数料又はその他開示関連コスト等の運転資金として使用するため本株式の発行により調達する資金 99 百万円を充当する予定です。なお、第 7 回新株予約権の未行使分のうち 65 百万円が、同様の資金使途となっておりますが、既にその全てを手元資金又は借入金で賄っているため、当該未行使の新株予約権の行使分は手元資金の補填に充当いたします。

(ii) M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用

当社を取り巻く事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、M&A や資本・業務提携等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠と認識しております。

このような認識のもと、当社グループは、主にサイバーセキュリティ分野及びマーケティング分野における M&A 及び資本・業務提携先を積極的に模索しております。具体的には、サイバーセキュリティ分野

において、付加価値の高いサイバーセキュリティソリューションを提供するための技術力・開発力、製品・サービス又は人材を有する企業、マーケティング分野において、マーケティングリサーチサービスやセールスプロモーションサービスの付加価値を高め、また、新サービスを展開することで事業収益を獲得するため、IoT、AI（人工知能）、ビッグデータ、アナリティクス又はデジタルマーケティングの技術を活用したマーケティング製品やサービス等を展開する企業がその主な対象となります。

当社グループは、2019年3月期に18件、2020年3月期に12件、2021年3月期に15件、2022年3月期以降において6件の事業提携を行いました。うち、サイバージム社を含む4社について出資を伴う資本提携となり、M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用として627百万円を支出しております。

また、現在、具体的に検討中の案件はありませんが、過去5年間の実績金額及び検討案件における金額が1件あたり数千万円から数億円であったことを踏まえ、1件から5件程度の案件向けの資金・費用として本新株予約権の行使により調達する資金369百万円を充当する予定です。

M&A等においては、スピード感を持った取組みが不可欠であること、案件が発生する時期が不確定であることに鑑み、必要なタイミングで資金を手当てできないことによる機会損失リスクを避けるため、今回の資金調達において先行して機動的に資金を確保できる状況としておく必要があると判断いたしました。

なお、M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点においては、代替用途は想定しておりません。その場合は、改めて当社で用途についての取締役会決議を行い、お知らせいたします。

また、前回ファイナンスにかかる資金用途に変更はなく、本資金調達に伴い、未行使の当社第7回新株予約権を買取消却する予定もないため、前回ファイナンスにかかるリファイナンスの要素はありません。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使が行われない可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記本新株予約権の手取金の用途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手許資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定ですが、想定した資金が調達できない場合には、本新株予約権の行使により調達した資金は、人件費等の運転資金に優先して充当し、その他の資金用途につきましては、その時点の事業環境、財務状況等に鑑み、上記いずれかの資金に充当する方針であるため、現時点では具体的な用途にかかる優先順位を設定しておりません。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社グループの事業・財務基盤を強化し、当社グループの成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の

利益にもつながるため、当該資金の用途は一定の合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2022年6月13日)の名証終値と同額といたしました。取締役会決議の前営業日における終値を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠しているものと考え、割当予定先とも十分に協議の上、当該払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断し、本株式の払込金額を決定いたしました。

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2022年6月13日)における名証終値である266円と同額、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日までの直前1ヶ月間の名証終値の単純平均値である281円(小数点以下第一位を四捨五入。以下、単純平均値について同様に計算しております。)に対して5.6%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の名証終値の単純平均値である299円に対して12.41%のディスカウント、同直前6ヶ月間の名証終値の単純平均値である284円に対して6.77%のディスカウントとなる金額です。なお、当社監査役全員(うち社外監査役2名)から、本株式の発行価額は、当社株式の市場価格の動向等を踏まえ合理的といえる期間をさかのぼった期間における当社株式の価値を表す客観的な値である名証終値の平均値を基準としていること及び日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をいただいております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者評価機関である株式会社プルートラス・コンサルティング(所在地:東京都千代田区霞が関3-2-5、代表者:野口 真人)に算定を依頼いたしました。

当該評価機関は、本新株予約権の価値について、権利行使期間(本第11回新株予約権は4年間、本第12回新株予約権は5年間)、権利行使価額(本第11回新株予約権は280円、本第12回新株予約権は239.4円)、当社株式の2022年6月13日の株価(266円)、株価変動率(ボラティリティ)(本第11回新株予約権は70.26%、本第12回新株予約権は84.43%)、配当利回り(0%)及び無リスク利子率(本第11回新株予約権は▲0.038%、本第12回新株予約権は0.007%)を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。また、価値評価にあたっては、当社は取得条項(コール・オプション)を発動せず、割当予定先は市場への影響を考慮しつつ権利行使を行うこと等を想定しております。

その結果、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の1個あたりの評価額はそれぞれ270円及び100円と算定され、当社は、これを参考として、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の1個あたりの払込金額をそれぞれ上記評価額と同額となる金270円及び金100円と決定いたしました。

なお、本第 11 回新株予約権の行使価額は、本発行決議日の前取引日である 2022 年 6 月 13 日の名証終値の 105.26%に相当し、本第 12 回新株予約権の行使価額は、本発行決議日の前取引日である 2022 年 6 月 13 日の名証終値の 90%に相当する金額となります。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

さらに、当社監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式及び本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数を合算した総株式数は 1,775,900 株であり、当社の発行済株式総数 11,881,800 株を分母とする希薄化率は 14.95%となる見込みです。また、本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数に、同日に発行予定の当社第 10 回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数となる 1,124,100 株を合算した総株式数は 2,900,000 株となり、当社の発行済株式総数 11,881,800 株を分母とする希薄化率は 24.41%となる見込みです。

このような希薄化が生じるものの、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式数 1,400,000 株に対して、2022 年 6 月 13 日から起算した当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日あたりの平均売買出来高は 28,328 株、過去 3 ヶ月間における 1 日あたりの平均売買出来高は 28,445 株、過去 1 ヶ月間における 1 株あたりの平均売買出来高は 42,852 株となっております。従いまして、上記株式の市場売却による流通市場への影響は、本第 11 回新株予約権の行使期間である 4 年間（年間取引日数：245 日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1 日あたりの売却数量は 1,428 株となり、上記過去 6 ヶ月間における 1 日あたりの平均出来高の 5.04%（小数第 3 位を四捨五入）に留まることから、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

<ECR社>

①	名 称	エレメンツキャピタルリサーチ合同会社
②	所 在 地	さいたま市浦和区東仲町 5 番 3 号
③	代表者の役職・氏名	代表社員 林田 貴士
④	事 業 内 容	投資事業、アドバイザー事業、リサーチ事業
⑤	資 本 金	1 万円
⑥	設 立 年 月 日	2012 年 6 月
⑦	決 算 期	3 月 31 日

⑧ 従 業 員 数	代表者1名のみ
⑨ 主 要 取 引 先	法人
⑩ 主 要 取 引 銀 行	住信 SBI ネット銀行
⑪ 主たる出資者及びその出資比率	林田 貴士 100%
⑫ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

※非公開会社のため、相手方の意向により、経営成績及び財政状態は非開示とさせていただきます。

(注) 当社は、ECR社並びに同社の業務執行社員及び主たる出資者（以下、「ECR社関係者」といいます。）が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、ECR社関係者が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（所在地：東京都港区赤坂2-16-6、代表者：羽田 寿次）に調査を依頼した結果、ECR社関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領いたしました。従いまして、当社はECR社関係者が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

<HM社>

① 名 称	ハヤテマネジメント株式会社
② 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町 6-5
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 中尾 隆彦（以下、「中尾氏」といいます。）
④ 事 業 内 容	商業、投資業、コンサルティング及びアドバイザー業
⑤ 資 本 金	1,000 万円
⑥ 設 立 年 月 日	2019 年 10 月 8 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式 200 株
⑧ 決 算 期	9 月 30 日
⑨ 従 業 員 数	10 人
⑩ 主 要 取 引 先	SBI 証券、立花証券等
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、楽天銀行等
⑫ 主たる出資者及びその出資比率	杉原 行洋 100%
⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社株式を 23,500 株、当社第 7 回新株予約権を 5,547 個（潜在株

		式数 554,700 株) 保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。
⑭	そ の 他	同社を貸付人とし、当社代表取締役である石原紀彦氏を借入人とする金銭消費貸借契約を締結しており、担保として当社株式 357,700 株を差し入れております。

※非公開会社のため、相手方の意向により、経営成績及び財政状態は非開示とさせていただきます。

(注) 当社は、HM社、並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、HM社、HI社並びにこれらの役員及び株主（以下「HM社関係者」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(所在地：東京都港区赤坂 2-16-6、代表者：羽田 寿次)に調査を依頼した結果、HM社関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領いたしました。従いまして、当社はHM社並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」に記載した背景から、2022年4月頃より直接金融による資金調達方法の模索を開始いたしました。そのなかで、2022年4月下旬頃に、当社の代表取締役である石原氏が、当社グループの経営戦略や事業への理解があり、また、事業活動の支援を期待できる信頼の置ける旧知の割当候補先として、ECR社の代表者である林田氏及びHM社のオーナーでありHI社を中核とするハヤテグループの代表者である杉原氏に当社の資金調達への参加について打診し、当事者間における協議及び検討を進めて参りました。その後の協議の過程で設計された今回の資金調達スキームは、当社の資金調達・経営ニーズを満たすものであり、また、当社の既存株主に配慮された内容であると判断しております。

本株式の割当予定先であるECR社は、代表社員である林田氏の投資銀行業務での知見に加え、資源・エネルギー関連企業や地域金融機関等とのネットワークを活用し、国内外の様々なステージの企業に対して、出資及びアドバイザー業務の提供等を行っております。同社及び林田氏は、顧客や事業パートナーの紹介、情報提供などを通じて、当社の中長期的な成長を支援する意向を示されており、当社もこれに期待しております。従いまして、当社の経営及び株主価値向上に資するものと判断し、ECR社を本株式の割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当予定先であるHM社は、いわゆる機関投資家であるHI社を中核とするハヤテグループに属しており、当社が2020年2月10日に発行した新株式、第5回・第6回新株予約権及び第2回無担保社債

(以下、「2020年ファイナンス」といいます。)並びに前回ファイナンスの割当先でもあります。同グループとは、サイバーセキュリティ分野でのフィリピンでの新規事業展開において連携を開始しており、今後も様々なパートナーシップを模索して参ります。グローバルな投資実績及び国内において多数の企業調査実績を有する同グループには、M&A及び戦略面における助言、事業パートナーや新ソリューションの紹介・提案を期待しており、同グループとの連携は、当社におけるM&A及び投資戦略の成功可能性を高めることに資するものと考えております。これらに加え、2020年ファイナンスにおける資金調達実績や日本企業の成長を支援する同グループの投資方針などを総合的に勘案し、HM社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。なお、HM社に割り当てた当社第7回新株予約権5,847個(潜在株式数584,700株)の行使率は5.13%に留まり、5,547個(潜在株式数554,700株)が未行使のまま残存しておりますが、上記の理由により、同社を割当予定先として適切と判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び譲渡制限措置

当社は、本株式の割当予定先であるECR社より、本株式の取得後6ヶ月間を経過するまでの継続所有について、書面による確約を得る予定であり、これに加え、本株式を中長期保有する方針である旨の口頭による表明を得ております。また、当社はECR社より、本株式の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

本新株予約権の割当予定先であるHM社が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社とHM社との間に継続保有及び預託にかかる取決めはなく、同社が本新株予約権の行使により取得する当社株式は、同社の投資判断により比較的短期間で売却される可能性があります。但し、同社代表取締役の中尾氏及びハヤテグループ代表の杉原氏と当社代表取締役の石原氏との面談において、同社より、当該株式の一部又は全部について、当社グループを支援し企業価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、売却することにより利益を得る方針である旨並びに当社との戦略的提携の内容及び進捗に基づき中長期保有する可能性がある旨及び当社の支配株主となる意思はなく、また、当該株式を市場で売却する場合には、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら実施する旨の口頭による表明を得ております。また、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権を第三者に譲渡する場合、当社取締役会による事前の承認を要する旨を定めた本買取契約を締結する予定です。この譲渡承認にあたっては、当社は譲受先の本人確認、並びに反社会的勢力との関係の有無、本新株予約権行使のための払込原資及び譲受先の保有方針の確認を事前に実施いたします。また、本新株予約権の譲渡がなされた場合、当社は直ちにその内容について開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① ECR社

ECR社による本株式に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨について、同社の代表社員である林田氏より口頭で表明を得ております。また、当社は、ECR社の2022年3月期の決算報告書及び2022年5月17日付銀行取引明細書、ECR社と林田氏間における金銭消費貸借契約書(借入額:1億円、借入期間:2025年9月25日まで、金利1%、無担保)並び

に林田氏の2022年5月25日付銀行残高証明書の写しを受領し、ECR社による本株式の払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。

②HM社

HM社による本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要資金が確保されている旨、本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨について、同社の代表取締役及び杉原氏より口頭で表明を得ております。これに加え、当社は、同社の2022年4月30日付銀行残高証明書の写し、2021年9月期の決算報告書及びHM社と杉原氏間の極度貸付契約書（極度貸付額：20億円、借入期間：2029年12月31日まで、無利息、無担保）の写しを受領し、同社による第7回新株予約権の行使並びに本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 大株主及び持株比率

割当前（2022年3月31日現在）		割当後	
西澤管財株式会社	8.43%	西澤管財株式会社	6.87%
村松澄夫	7.73%	村松 澄夫	6.30%
石原 紀彦	5.01%	石原 紀彦	4.08%
星川 輝	2.20%	エレメンツキャピタルリサーチ合同会社	2.58%
サンエイトV投資事業組合	1.90%	星川 輝	1.79%
株式会社SBI証券	1.81%	サンエイトV投資事業組合	1.55%
マネックス証券株式会社	1.65%	株式会社SBI証券	1.47%
滝川 武則	1.43%	マネックス証券株式会社	1.35%
松井証券株式会社	1.38%	滝川 武則	1.17%
有限会社アート緑化	1.37%	松井証券株式会社	1.12%

(注) 1. 持株比率は2022年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当後の大株主及び持株比率は、本株式375,900株が発行され、かつ、未行使の当社第7回新株予約権（潜在株式数914,500株）及び本新株予約権の全て（潜在株式数1,400,000株）が行使された後の発行済株式数に基づき記載しております。

3. 現時点でHM社はその投資判断で当社第7回新株予約権及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却する可能性がある一方で、今後、同社と資本業務提携を締結した場合には、当該株式を中長期保有する可能性があります。ただし、今後の資本業務提携の有無及び提携した場合の保有比率の見込みが現時点で不明であることから、HM社については割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、また本新株予約権がすべて行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないことから、名古屋証券取引所の有価証券上場規程第440条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。なお、今回の新株式及び新株予約権の発行に、同時に決議しております取締役を対象とした有償ストック・オプションの発行を含めた場合、全体の希薄化率が24.41%となることから、割当先、使途及び希薄化規模の合理性について社外監査役2名を含む監査役会から意見書を取得しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連結売上高	1,353百万円	1,468百万円	1,931百万円
連結営業利益(△損失)	△567百万円	△304百万円	70百万円
連結経常利益(△損失)	△1,135百万円	△325百万円	50百万円
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)	△1,320百万円	△434百万円	38百万円
1株当たり連結当期純利益(△損失)	△146.44円	△40.94円	3.33円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	20.86円	11.72円	30.34円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年6月14日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,881,800株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,933,900株	16.28%

(注) 上記潜在株式数は、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	578円	185円	296円
高値	644円	370円	348円
安値	165円	163円	222円
終値	183円	299円	308円

② 最近6ヶ月間の状況

	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月
始値	275円	264円	297円	308円	305円	280円
高値	281円	300円	320円	322円	362円	289円
安値	251円	249円	269円	293円	262円	262円
終値	260円	278円	308円	310円	277円	266円

(注) 2022年6月の状況につきましては、2022年6月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日の前取引日における株価

	2022年6月13日現在
始値	271円
高値	274円
安値	262円
終値	266円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式、第5回及び第6回新株予約権の発行

<新株式>

払込期日	2020年2月10日
資金調達額	61,394,220円
払込金額	1株につき 318.6円
募集時における発行済株式数	8,984,000株
当該募集による発行株式数	192,700株
募集後における発行済株式数	9,176,700株
割当先	石原 紀彦 102,900株 ハヤテマネジメント株式会社 89,800株
発行時における資金使途	当社の人件費等の運転資金
現時点における充当状況	当該調達資金は当社の人件費等の運転資金61百万円として全て充当しております。

<新株予約権>

割当日	2020年2月10日
発行新株予約権数	18,866個 第5回新株予約権 10,781個

	第6回新株予約権 8,085個
発行価額	総額5,336,550円 (第5回新株予約権1個につき450円、第6回新株予約権1個につき60円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	816,297,450円(差引手取金概算額:805,097,450円) (内訳) 第5回新株予約権 新株予約権発行による調達額:4,851,450円 新株予約権行使による調達額:381,647,400円 第6回新株予約権 新株予約権発行による調達額:485,100円 新株予約権行使による調達額:429,313,500円 本新株予約権の行使による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額となります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
行使期間	2020年2月12日から2022年2月10日まで
割当先	ハヤテマネジメント株式会社
募集時における発行済株式数	8,984,000株
当該募集による潜在株式数	1,886,600株(新株予約権1個につき100株) 第5回新株予約権 1,078,100株 第6回新株予約権 808,500株 第5回新株予約権の下限行使価額は177円、第6回新株予約権の下限行使価額は177円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、1,886,600株です。
現時点における行使状況	行使済株式数:1,886,600株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	378百万円
発行時における資金使途	社債償還資金(当該社債の資金使途は当社の人件費等の運転資金及び子会社に対する融資)、当社の人件費等の運転資金及び当社グループのエンジニア等の採用費用等、子会社に対する融資、M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用
現時点における充当状況	社債償還資金60百万円(当該社債の資金使途は当社の人件費等の運転資金30百万円及び子会社に対する融資30百万円)、当社の人件費等の運転資金及び当社グループのエンジニア等の採用費用等149百万円、子会社に対す

	る融資 130 百万円、M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用 33 百万円として M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用に充当予定の 6 百万円を除き充当しております。
--	---

② 第三者割当による新株式及び第 7 回新株予約権の発行

<新株式>

払 込 期 日	2021 年 7 月 12 日
資 金 調 達 の 額	149,941,350 円
払 込 金 額	1 株につき 111.15 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	11,055,500 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	674,500 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	11,730,000 株
割 当 先	石原紀彦 359,800 株 サンエイトV投資事業組合 224,900 株 松田孝裕 44,900 株 遠藤典子 44,900 株
発 行 時 に お け る 資 金 使 途	・ 当社の人件費等の運転資金 ・ 子会社に対する融資 ・ 事業拠点の集約に関わる敷金
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	人件費等の運転資金として 54 百万円を、子会社に対する融資として 40 百万円を、事業拠点の集約に関わる資金として 55 百万円を全て充当しております。

<第 7 回新株予約権>

割 当 日	2021 年 7 月 12 日
発 行 新 株 予 約 権 数	9,455 個
発 行 価 額	総額 4,250,250 円 (第 7 回新株予約権 1 個につき 450 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	214,212,600 円 (差引手取金概算額 : 204,212,600 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 4,250,250 円 新株予約権行使による調達額 : 209,962,350 円
行 使 期 間	2021 年 7 月 13 日から 2025 年 7 月 11 日まで
割 当 先	ハヤテマネジメント株式会社 5,847 個 サンエイト V 投資事業組合 3,598 個

募集時における発行済株式数	11,730,000株
当該募集による潜在株式数	944,500株（新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況	行使済株式数：30,000株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	5百万円
発行時における資金使途	・当社の人件費等の運転資金 ・子会社に対する融資 ・事業拠点の集約に関わる設備資金
現時点における充当状況	事業拠点の集約に関わる設備資金として5百万円を充当しております。また、人件費等の運転資金として65百万円、子会社に対する融資として103百万円、事業拠点の集約に関わる設備資金として25百万円を一時的に手元資金又は借入金により賄っていることから、本第7回新株予約権の未行使分の行使により調達した資金はこれらの補填等に充当いたします。

③第8回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

割 当 日	2021年7月12日
発行新株予約権数	5,262個
発行価額	総額5,262円（1個につき1円）
行使総額	129,971,400円
行使条件	（注）
行使期間	2021年7月13日から2025年7月11日まで
割 当 先	当社取締役3名 5,262個
募集時における発行済株式数	11,730,000株
当該募集による潜在株式数	526,200株（新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況	行使済株式数：114,000株

（注）新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内の各月において新株予約権者ごとに定める数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④第9回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

割 当 日	2021年7月12日
発 行 新 株 予 約 権 数	6,072個
発 行 価 額	総額607,200円（1個につき100円）
行 使 総 額	157,264,800円
行 使 条 件	（注）
行 使 期 間	2021年7月13日から2031年7月11日まで
割 当 先	当社代表取締役 石原紀彦
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	11,730,000株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	607,200株（新株予約権1個につき100株）
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	—

（注）新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

11. 発行要領

別紙記載1乃至3のとおり

以 上

株式会社バルクホールディングス 普通株式（第三者割当）

発行要項

1. 募集株式の種類	当社普通株式 375,900 株
2. 払込金額	1 株につき 266 円
3. 払込金額の総額	99,989,400 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 49,994,700 円 資本準備金 49,994,700 円
5. 申込日	2022 年 6 月 30 日
6. 払込期日	2022 年 6 月 30 日
7. 募集又は割当方法	第三者割当による
8. 割当先及び割当株式数	エレメンツキャピタルリサーチ合同会社 375,900 株
9. 払込取扱場所	株式会社きらぼし銀行 新橋法人営業部
10. その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社バルクホールディングス第 11 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第 11 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022 年 6 月 30 日

3. 割当日

2022 年 6 月 30 日

4. 払込期日

2022 年 6 月 30 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,000,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 270 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使価額は、280 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの払} \\
 \text{込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式とする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2026年6月30日(日)までとする。但し、行使期間の最終日が土日祝日である場合には、その翌日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日から6ヶ月経過後に、本新株予約権の取得が必要であるとして当社取締役会が決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って60取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「合併等」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、又は、当社が株式交付(以下、合併等と併せて「組織再編行為」という。)により株式交付親会社の株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編行

為の効力発生日よりも前の日とする。)に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が名古屋証券取引所において上場廃止となった場合には、上場廃止が決定した日から2週間後の日(土日祝日である場合には、その翌日とする。)に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権を取得する。

(4) 本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金270円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9

項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行 新橋法人営業部

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社バルクホールディングス第 12 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第 12 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022 年 6 月 30 日

3. 割当日

2022 年 6 月 30 日

4. 払込期日

2022 年 6 月 30 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 400,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

4,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 100 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使価額は、239.4 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの払} \\
 \text{込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式とする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数

第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2027年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が土日祝日である場合には、その翌日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、「合併等」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、又は、当社が株式交付（以下、合併等と併せて「組織再編行為」という。）により株式交付親会社の株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日よりも前の日とする。）に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得する。

(2) 当社は、当社が発行する普通株式が名古屋証券取引所において上場廃止となった場合には、上場廃止

が決定した日から2週間後の日（土日祝日である場合には、その翌日とする。）に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得する。

(3) 本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金100円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行 新橋法人営業部

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上